

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住所
代表者氏名
電話番号
FAX番号
メールアドレス

株式会社 トールカンパニー
639-0222
奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号
代表取締役 森 田 享
TEL 0745-43-6937 FAX 078-330-8237



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 _____ 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

トールカンパニー
株式会社 トールカンパニー
〒639-0222

住 所

奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号

代表者氏名

モリ タ トオル
代表取締役 森 田 亨
TEL 0745-43-6937 FAX 078-330-8237



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 モリ タ トオル 森 田 亨	
取締役 モリ タ 森 田 道子	
事業の範囲	管工事業、建設設備業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	<p style="text-align: center;">トールカンパニー</p> <p style="text-align: center;">株式会社 トールカンパニー</p>
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0222 住所 奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号 電話番号 TEL 0745-43-6937 FAX 078-330-8237 F AX番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p style="text-align: center;">森 田 享</p>	<p style="text-align: center;">第 78745 号</p>

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ パイプカッター 塩ビカッター	固定式鋸弦	2	
		TC107F	1	
	グラインダー セーバーソー 高速切断機	VC-27	1	
		VC-42	1	
		9533BLA	3	
		GSA1100E	1	
THC-355	1			
管の加工用の 機械器具	面取器 やすり パイプねじ切り器	1/2~2inch	2	
		300半 丸・平	各1	
		NS 25A II	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ	ガスボンベ式	1	
		CW 250	1	
		CW 350	1	
		CW 450	1	
		PW 300	1	
	プライヤー モーターレンチ	250-300	各1	
		HPS-250	1	
MW2-250	1			
水圧テストポン プ	手動式テスト 電動式テスト	T 50 KP	1	
			1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

株式会社トールカンパニー
奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号
代表取締役 森 田 享



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県香芝市西真美一丁目4-6 IKKOビル302号
株式会社トールカンパニー

会社法人等番号	1500-01-021820
商号	株式会社トールカンパニー
本店	奈良県香芝市西真美一丁目4-6 IKKOビル 302号
公告をする方法	官報に掲載して行う。
会社成立の年月日	平成29年9月21日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建築工事業、土木工事業及び管工事業 2. 設備工事業及び内装工事業 3. 住宅のリフォーム及び修繕 4. インテリアコーディネート業及びデザイン業 5. 消防施設工事業 6. 住宅、各種店舗・施設等の清掃、保守、点検及び管理 7. 通信販売業 8. 各種物品の輸入及び販売 9. イベント・セミナーの企画、制作及び運営 10. ウェブサイトの運営及び管理 11. 飲食店業 12. 賃貸マンションの経営 13. 駐車場の経営 14. 理容室、美容室、エステティックサロンの経営 15. 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	1000株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 20株
資本金の額	金100万円
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 森 田 享
	取締役 森 田 道 子

奈良県香芝市西真美一丁目4-6 IKKOビル302号
株式会社トールカンパニー

	奈良県香芝市五位堂四丁目237番地1ラカー サ五位堂303号 代表取締役 森 田 享
登記記録に関する 事項	設立 <p style="text-align: right;">平成29年 9月21日登記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

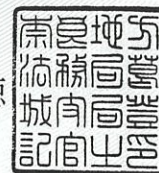
(奈良地方法務局管轄)

平成30年 3月23日

奈良地方法務局葛城支局

登記官

坂 本 公 徳



定 款

株式会社 トールカンパニー

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 トールカンパニーと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 建築工事業、土木工事業及び管工事業
2. 設備工事業及び内装工事業
3. 住宅のリフォーム及び修繕
4. インテリアコーディネート業及びデザイン業
5. 消防施設工事業
6. 住宅、各種店舗・施設等の清掃、保守、点検及び管理
7. 通信販売業
8. 各種物品の輸入及び販売
9. イベント・セミナーの企画、制作及び運営
10. ウェブサイトの運営及び管理
11. 飲食店業
12. 賃貸マンションの経営
13. 駐車場の経営
14. 理容室、美容室、エステティックサロンの経営
15. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の発行する株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の発行する株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

(質権の登録及び信託財産の表示等の請求)

第10条 当社の発行する株式について質権の登録、変更若しくは抹消又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを当社に提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。



(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。
- 3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、代表取締役社長があらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、当該株主総会において、第16条に定める決議の方法により議長を選出する。

(株主総会の招集通知)

第15条 株主総会の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、株主総会の日の7日前までに、議決権を行使することができる株主に対して発するものとし、書面であることを要しない。

- 2 書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日の2週間前までに書面で招集通知を発するものとする。
- 3 書面投票又は電子投票を認める場合を除き、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく株主総会を開催することができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第17条 当社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2名以上の代理人を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、1名以上10名以内とする。

(取締役の資格)

第20条 取締役は、当社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任及び解任)

第21条 当社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役の報酬及び退職慰労金等)

第23条 取締役に対する報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役及び代表取締役社長)

第24条 当会社に置く取締役が2名以上の場合は、株主総会の決議により、1名以上の代表取締役を定め、その代表取締役のうち1名を代表取締役社長と定める。

2 当会社に置く取締役が1名の場合は、その取締役を代表取締役社長とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第25条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第27条 剰余金の配当がその支払の提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式の数等)

第28条 当会社の設立時発行株式の数は20株とし、その払込金額は、1株につき金5万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額)

第29条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金100万円とする。

2 当会社の成立後の資本金の額は、金100万円とする。

(最初の事業年度)

第30条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年8月31日までとする。

(設立時取締役及び設立時代代表取締役)

第31条 当会社の設立時取締役及び設立時代代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役及び設立時代代表取締役 森田享
設立時取締役 森田道子

(発起人に関する事項)

第32条 発起人の住所、氏名、発起人が割当てを受ける設立時発行株式数及びその払込金額は、次のとおりである。

奈良県香芝市五位堂四丁目237番地1ラカーサ五位堂303号

森田享 10株 金50万円

奈良県香芝市五位堂四丁目237番地1ラカーサ五位堂303号

森田道子 10株 金50万円

(法令の準拠)

第33条 この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社 トールカンパニーを設立するため、発起人の定款作成代理人である行政書士垣本真人は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年9月4日

発起人 森田享

発起人 森田道子

上記発起人の定款作成代理人

事務所住所：兵庫県神戸市中央区八幡通4丁目2番14号トロア神戸ビル4F

住所：兵庫県宝塚市野上1丁目6番16号

氏名：行政書士 垣本真人



この写しは原本と相違ないことを証明します。

平成30年3月23日

株式会社 トールカンパニー
代表取締役 森田 享



第七八七四五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

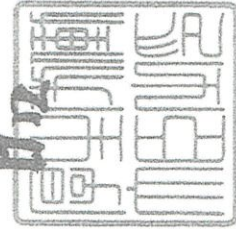
氏名 森田 亨

昭和二十九年一月二日生

水道法(昭和二十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

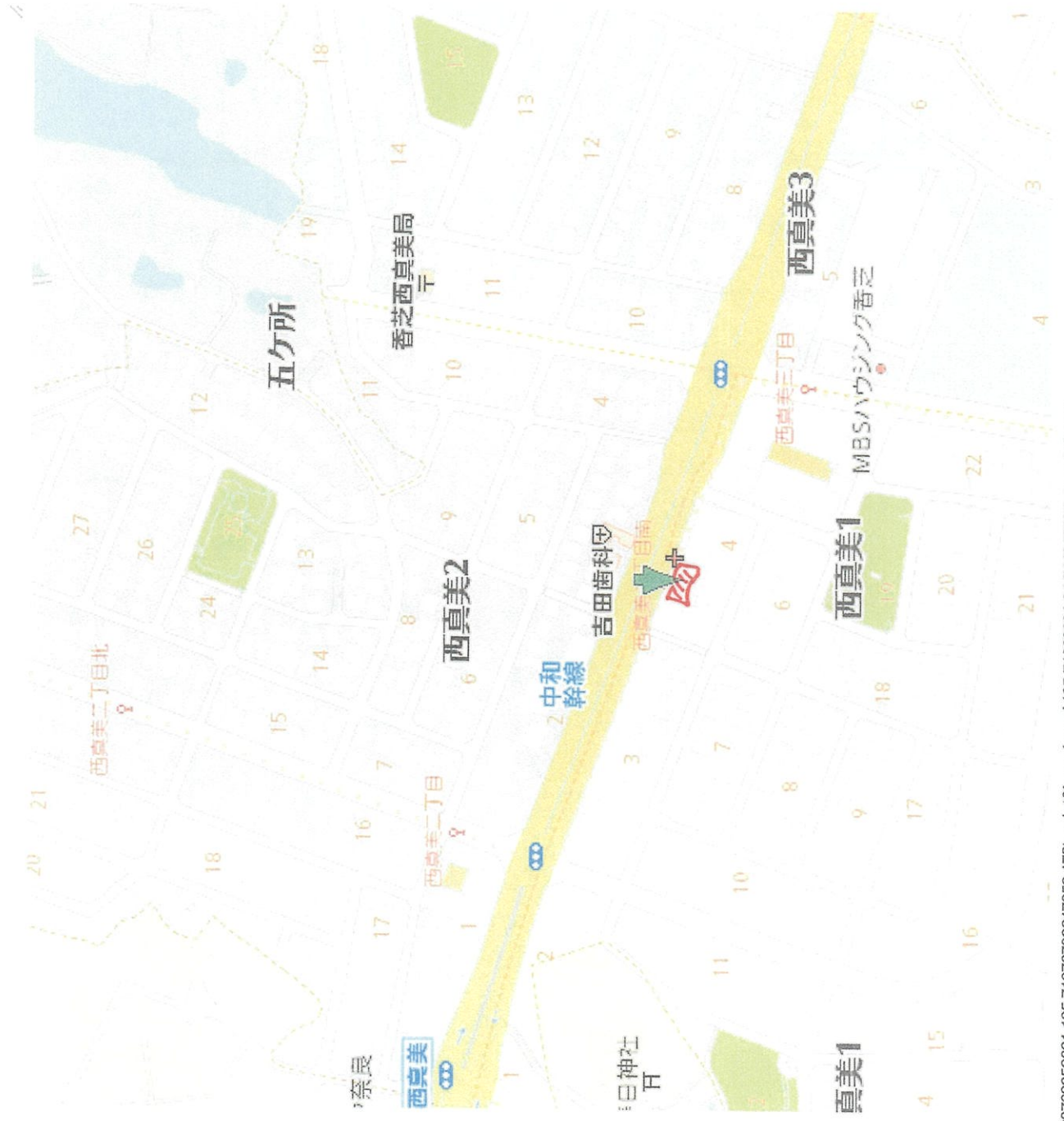
平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭





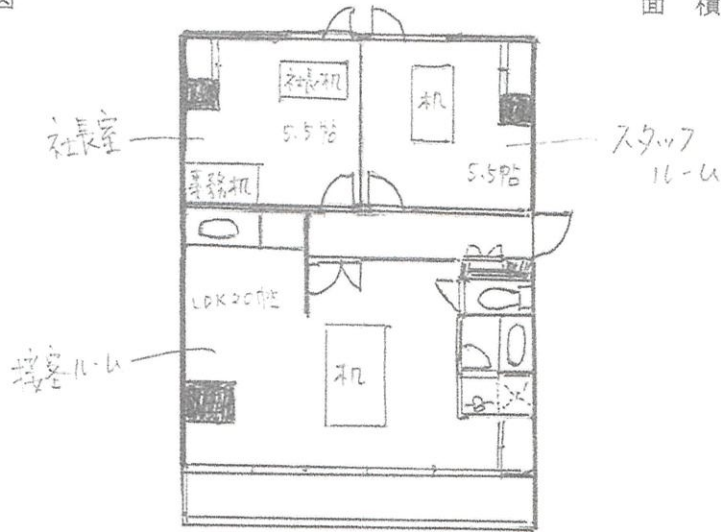
このQRコードをケータイやスマホで撮ると、いま見ている地図をすぐ表示できます。



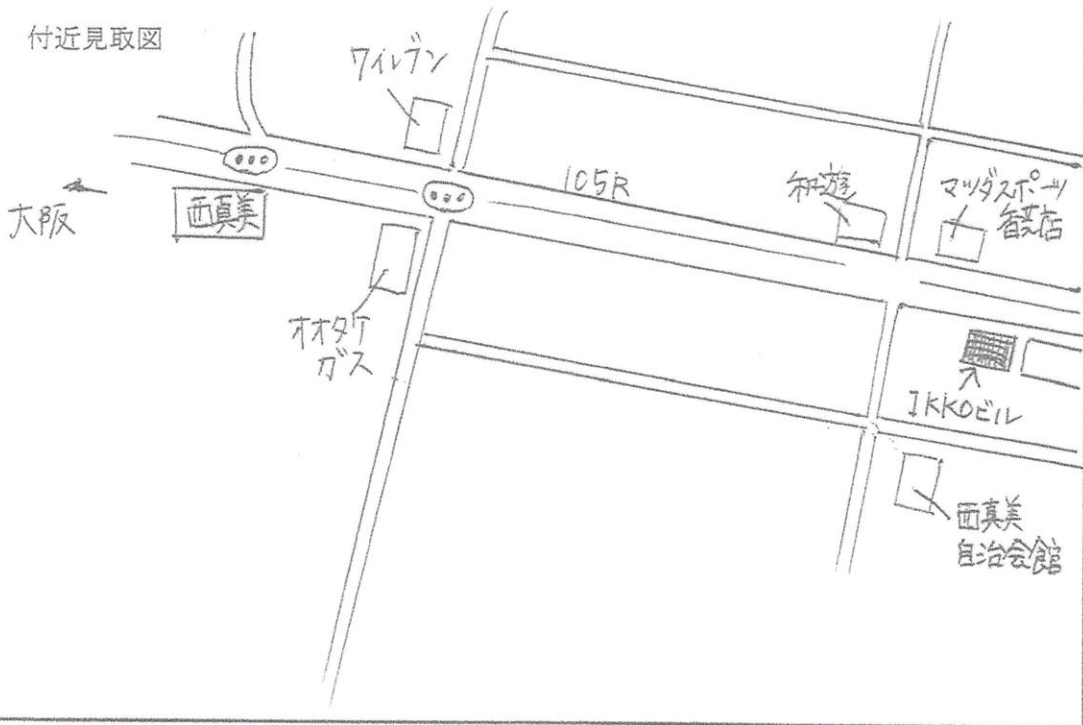
営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積 69.68 m²



付近見取図





トールカンパニー

事務所

ビル外観

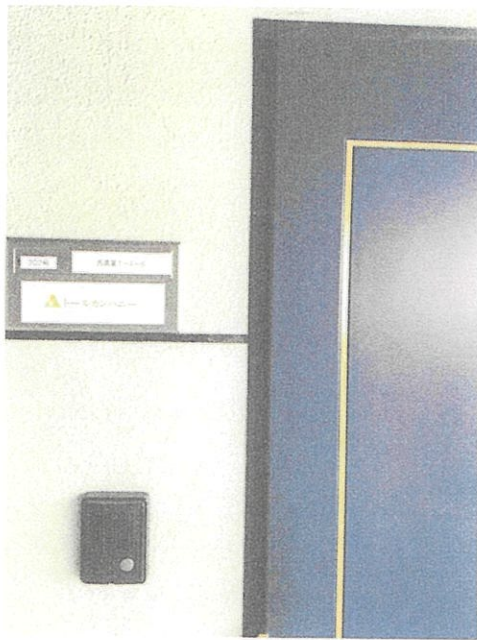


トールカンパニー

事務所

ビル外観

余白



トールカンパニー

事務所

表札



トールカンパニー

事務所

入口付近



トールカンパニー

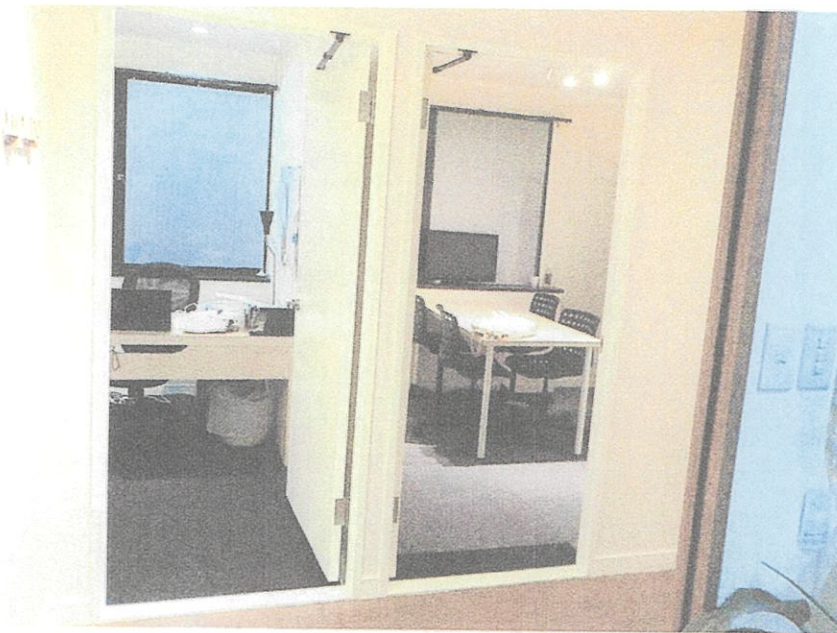
事務所

エントランス



トールカンパニー

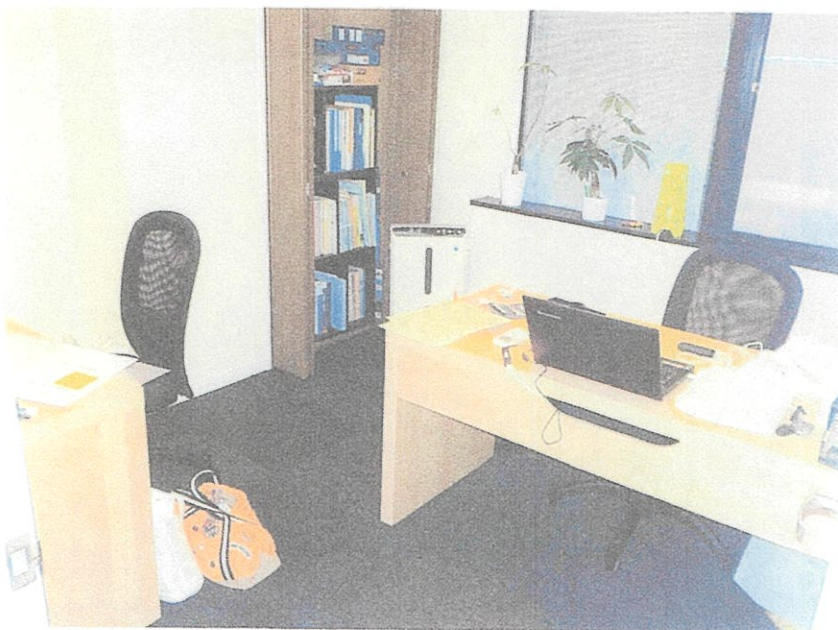
事務所



トールカンパニー

事務所

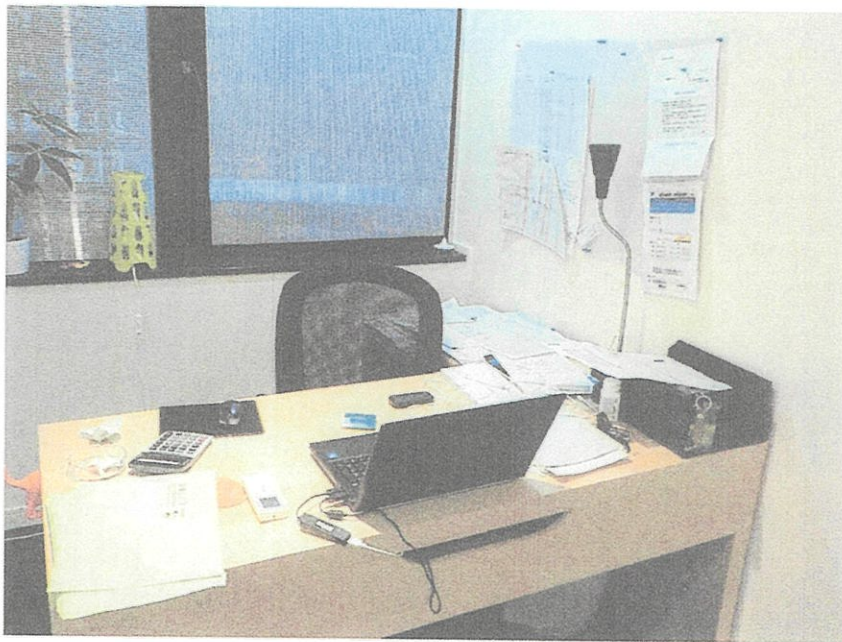
部屋1、2



トールカンパニー

事務所

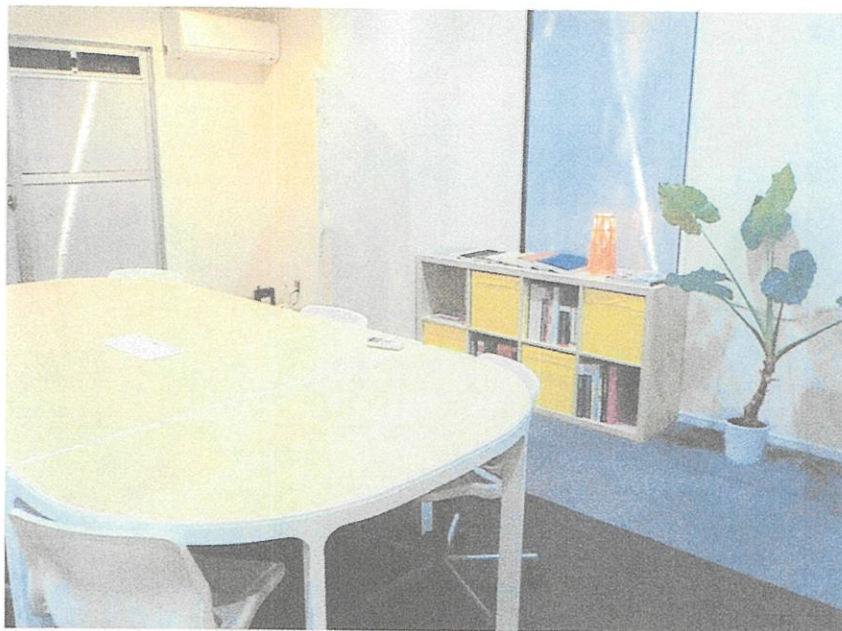
事務室



トールカンパニー

事務所

事務室



トールカンパニー

事務所

部屋3

打ち合わせ

ルーム

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 ^{トルカンパニー} トールカンパニー
 住所 639-0222 奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 ^{モリダ トオル} 森 田 享
 電話番号 TEL 0745-43-6937 FAX 078-330-8237
 FAX番号
 メールアドレス



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

株式会社トールカンパニー

〒639-0222

届出者 奈良県香芝市西真美1-4-6 IKKOビル302号 印

代表取締役 森田 享



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社トールカンパニー	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
森田 享	第78745号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第七八七四五号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 森 田 亨

昭和二十九年一月二日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十二年九月十七日

厚生労働大臣 長妻 昭

